

定期監査の結果に基づく措置

(令和元年10月1日 実施)

観光課

調査事項	行政財産の目的外使用許可について
指摘事項	行政財産の目的外使用について使用許可しているものの内、使用料の額の算定方法に誤りがあり、過少の使用料を徴しているものが複数見受けられたので、倉敷市行政財産使用料徴収条例に従い適正な事務処理をされたい。
措置	<p>定期監査での指摘を受け、平成31年度に使用許可をした全ての案件について再計算を行い、算定方法に誤りがあった案件については、追徴の事務処理を行っております。</p> <p>また、平成26年度から平成30年度についても、同様の事務処理を行っております。</p> <p>なお、定期監査の指摘内容について課内職員を指導しました。今後は、倉敷市行政財産使用料徴収条例等関係規程に従い、適正な事務処理を行ってまいります。</p>